

（仮称）札幌市

子どもの 権利条例素案

ご意見募集

子ども向け

● 意見や感想の募集期間 ●

平成18年7月3日(月)から

8月1日(火)まで

意見や感想を送ってください。

子どもが、毎日を生きいきと過ごし、自分らしくのびのびと育つことができるように、札幌市は「(仮称)札幌市子どもの権利条例(札幌市における子どもの権利の約束ごと)」づくりに取り組んでいます。

このパンフレットは、条例について考えていることを、みなさんに見てもらい、それについての意見や感想を募集するためのものです。みなさんの意見などを参考にして、よい条例をつくりたいと考えていますので、ぜひ、意見や感想を送ってください。

● おとなのみなさまへ ●

子どもの権利条例づくりにあたって、たくさんのお子たちの意見や感想をいただきたいと考え、このパンフレットを作成しました。ぜひ、お子様とご一緒にお読みください。

平成18年7月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

市政等資料番号
02-A01-06-325

みんなで考えよう！ 子どもの権利条例！



りな 里奈さん

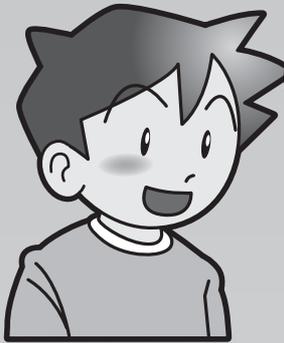
せんせい きょう
先生、今日もらったパンフレットに
書いてある「子どもの権利」って
なあに？詳しく教えて。

こ 子どもの権利
「子どもの権利」というのは、子どもが毎日を
いきいきと過ごし、自分らしくのびのびと育
っていくために、とても大事なもののなのです。



さとうせんせい 佐藤先生

うん、うん。それで。



あきら 明さん

こ 子どもの権利
子どもの権利について、「子どもの権利条約」と
いうものがあります。この条約は、世界のたくさ
んの国々が話し合っ
て決めたもので、その中で、
18歳になるまでの子どもは、「元気で幸せに
暮らせること」や、「自分の考えや気持ちを
素直に表せること」などが、約束されて
いるのです。

じょうやく
条約？

このパンフレットの表紙には
「子どもの権利条例」って書いて
あるけど、どうちがうの？



いまいせんせい 今井先生

じょうやく くに くに
「条約」は、国と国とが決めた
約束ごとです。

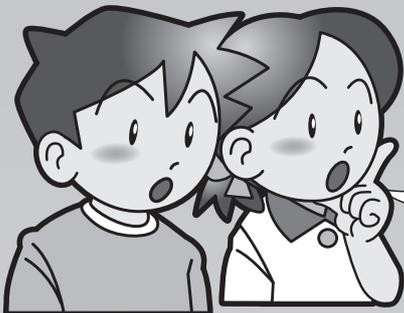
こ 子どもの権利
「子どもの権利条約」では、日本を言
む
192もの国がその条約を受け入れ、
子どもの権利を保障しています。





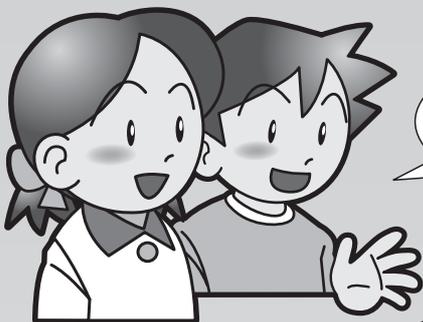
じゃあ、「じょうれい条例」と
いうのは？

「じょうれい条例」は、札幌市民のための約束ごとです。
今、札幌市では、「こ子どものけんり権利じょうやく条約」の考えをもと
に、「こ子どものけんり権利じょうれい条例」をつくらうとしています。
このじょうれい条例では、「こ子どもにとってたいせつ大切なけんり権利」や、家
庭、がっこう学校やしせつ施設、ちいき地域での「こ子どものけんり権利をほしょう保障す
るためのやくわり役割」などについて決めようとしています。



「こ子どもにとってたいせつ大切なけんり権利」って
どんなもの？ 「こ子どものけんり権利をほしょう保
障するためのやくわり役割」ってどんなこと？

はい。「こ子どもにとってたいせつ大切なけんり権利」は、このパン
フレットの3・4ページに、「こ子どものけんり権利をほしょう保障す
るためのやくわり役割」などは、5・6ページに、まとめられ
ています。
これから、おお多くのみなさんのいけん意見をさんこう参考にして、よ
りよいじょうれい条例がつくられることとなります。みなさん、
ぜひいけん意見をよ寄せてください。いけん意見のかた書き方につい
ては、7ページをみ見てください。



じゃあ、パンフレットの
続きをよ読んでみようよ。

そうですね。では、「こ子どもにとってたいせつ大切
なけんり権利」としてどのようなことが考えられ
ているのか、3ページをみ見てみましょう！



こ どもにとって大切な権利を考えた!

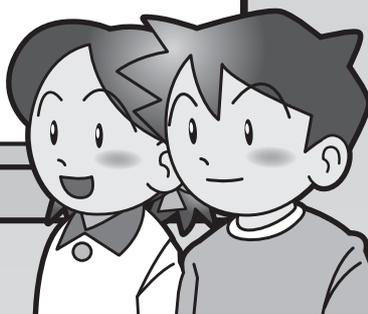


ここに書かれているのは、札幌の子どもにとって特に大切だと考えられる22の子どもの権利です。これらは、小学生から高校生までの子ども32人が参加した、「子ども委員会」の意見を参考にして、まとめられました。

安心して生きるために必要な6つの権利

- 
- 
1. 命が守られ、平和と安全のもとに、安心して過ごすことができます。
 2. 一人の人間として大切にされ、愛情をもって育てられます。
 3. いじめを受けたり、ひどい扱いを受けたり(虐待)、しかられるときに「たたく」などの暴力を振るわれたり(体罰)せず過ごすことができます。
 4. 障がい、民族、生まれた国、男女の区別など、どんな理由にせよ差別などされません。
 5. 自分を守るために必要なことを知ることができます。
 6. 気軽に相談でき、必要なときは助けを受けることができます。

自分らしく生きるために必要な5つの権利

- 
- 
1. ありのままの自分を大切にすることができます。
 2. 人とくらべられずに、自分に合ったやり方で生きることができます。
 3. 自分が思ったことや感じたことを自由に表現することができます。
 4. 自分らしさを認められ、一人の人間として大切にされます。
 5. 人には知られたくない秘密が守られます。

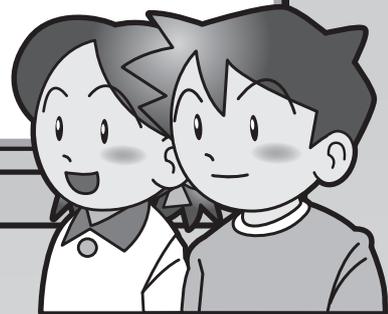
豊かに育つために必要な7つの権利

1. 学び、遊び、疲れたら休むことができます。
2. 健康的な生活をおくることができます。
3. 自分に関係することを、年齢や成長に合わせて自分で決めることができます。
4. 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすることができます。
5. いろいろな芸術、文化、スポーツに触れたり楽しんだりすることができます。
6. 札幌の文化や雪国のくらしを学び、自然と触れ合うことができます。
7. 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動することができます。



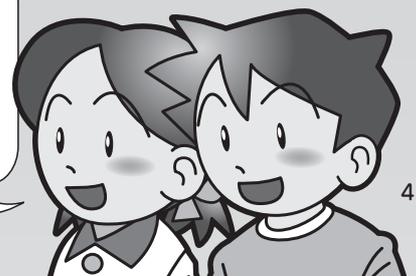
参加するために必要な4つの権利

1. 家庭、学校や施設、地域の中や、札幌市が行っていることなどについて、自分の考えを言うことができます。
2. 自分が言った考えは大切にされます。
3. 必要な情報を知ることができ、参加する手助けを受けることができます。
4. 仲間をつくり、集まることができます。



札幌市は、子どもの権利のことを、広く市民にお知らせしていきます。
また、子どもが、自分の権利やほかの人の権利について学ぶことを通して、お互いの権利を大事にし合えるよう手助けをします。

それじゃあ次は、子どもの権利を保障するためにどんな役割があるのか、どんな仕組みが考えられているのか、5ページを見てみようよ！



か てい がっこう し せつ ち い き
家庭、学校や施設、地域での、
こ けん り ほし しょう やくわり かんが
子どもの権利を保障するための役割を考えました!

か てい なか
● **家庭の中で**

1. 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから子どもの
おもいを理解し、こたえていきながら、子どもを育てます。
2. 保護者は、子どもにひどい扱いをしたり(虐待)、子ども
をしかるときに「たたく」などの暴力を振るったり(体罰)
してはいけません。
3. 札幌市は虐待を受けた子どもについての知らせがあれば、
すぐに助けるようにします。

がっこう し せつ なか
● **学校や施設の中で**

1. 学校や施設で働く人は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから
子どものおもいを理解し、子どもから相談を受けたときは、
しっかりと話を聞くようにします。
2. 学校や施設で働く人は、いじめの問題をなくすようにします。
3. 学校や施設で働く人は、子どもに虐待をしたり、体罰をしては
いけません。

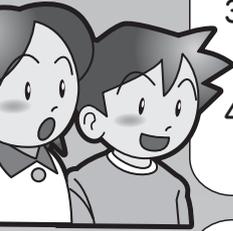
じ ぶん ち い き なか
● **自分ぐらす地域の中で**

1. 市民と札幌市は、子どもが安心してのびのびと過ごせる居
場所をつくるようにします。
2. 市民と札幌市は、自然環境を守るようにします。
3. 市民と札幌市は、子どもが安全に通学したり、安心して遊
んだりできる地域をつくるようにします。

さっぽろ し こ
札幌市は、子どもとかかわっているおとなが、子どもの権利を保
しょう やくわり は しょう だす
障するための役割を果たすことができるように、手助けします。

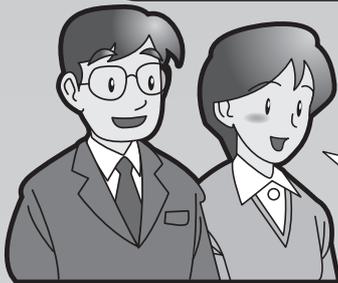
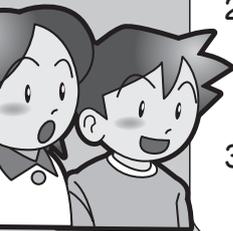
子どもが意見を言ったり、社会に参加したりするための仕組みを考えました!

1. 札幌市は、子どもが市の行うことに意見を言い参加できるようにします。
2. 札幌市は、子どもが参加しやすいように、わかりやすく情報を伝えます。
3. 学校や施設のおとなは、子どもが学校や施設の行事・運営などに意見を言い参加できるようにします。
4. 地域のおとなは、子どもが地域の文化、スポーツ活動などに意見を言い参加できるようにします。



子どもが差別を受けない取組や、困っている子どもを救うための仕組みを考えました!

1. 子どもが、障がい、民族、生まれた国、男女の区別など、どんな理由でも差別などを受けないために、市民は、一人ひとりの違いを認め合い、大切にし合う社会をつくるようにします。
2. 札幌市は、いじめ、虐待、体罰、差別などで困ったり、苦しんでいる子どもの相談を受けたときは、たくさんの人たちと協力して、問題を解決するようにします。
3. 札幌市は、困ったり、苦しんでいる子どもを救うための、新しい仕組みもつくっていきます。



このほかに、札幌市は、計画を立てて、子どもの権利を大切にしまちづくりを進めていきます。
また、子どもの権利が保障されているかどうか確かめるための委員会をつくれます。この委員会には、15歳以上の子どもも参加することができます。

記入用紙

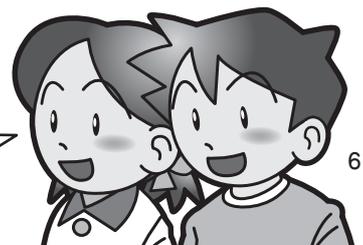
このパンフレットを読んだ意見や感想、どんなことでも自由に書いてください。

氏名

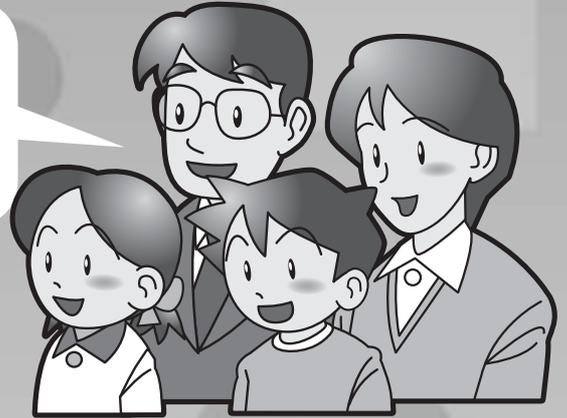
学年(年齢)

うら面にも書くことができます。

書き方などは、次のページを見てね!



みなさんの意見や感想を、
札幌市に送ってください。



書き方について

1. 記入用紙に意見や感想を書いて、用紙を切り取り、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課に提出してください。提出方法は、郵便、ファックスのほか、電子メール、ホームページでも、受け付けています。また、直接、子ども未来局も持って来てくださってもかまいません。なお、電話による受付は行っていません。

2. 学校や施設などで意見用紙を取りまとめている場合は、学校や施設に提出してください。

※ 寄せられた意見などに対して、個別の回答はいたしません。意見などの要点をまとめ、それに対する札幌市の考え方とあわせて、平成18年9月ごろにホームページなどで発表します。

※ 記入用紙に氏名などを書かなくてもかまいません。意見などの要点を発表するとき、氏名は公表しませんが、学年などは紹介する場合があります。

※ 記入用紙を直接子ども未来局にお持ちいただく場合、受付時間は平日の午前8時45分～午後5時15分までです。

※ このパンフレット(子どもむけ)のほかに、一般用の資料を、市役所、子ども未来局、区役所などで配布しています。

お問い合わせ、ご意見ご感想のあて先はこちらです

住 所 〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

電 話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943

電子メール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ「子どもの権利ウェブ」

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>